

草津市地球冷やしたい推進協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、草津市地球冷やしたい推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民、事業者、民間団体及び行政等の協働により、「草津市地球冷やしたいプロジェクト～草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「実行計画」という。）を推進し、地域の地球温暖化対策市民運動を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実行計画の実施・調整に関すること。
- (2) 実行計画の見直しに関すること。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。

(会員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同する次に掲げる者とする。

- (1) 本会が行う事業活動に自ら積極的に取り組むとともに広く普及啓発活動を行う個人、事業者及び団体等
- (2) 学識経験者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 25名以内
- (4) 監査 2名

2 幹事のうち1人を会長、1人を副会長とする。

3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 幹事は、幹事会を構成し、会務を執行する。

6 監査は、本会の会計及び運営を監理し、会員にその報告をする。

(選出等)

第6条 役員は、幹事会において会員の中から選出し、総会においてこれを承認する。

2 役員に欠員が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、幹事会の議決によりこれを決定することができる。

3 監査は、幹事を兼ねることはできない。

(任期)

第7条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(オブザーバー)

第8条 本会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、行政機関の関係者等とし、本会に対し必要な助言を行う。

(報酬)

第9条 役員及び会員は、無報酬とする。

(総会)

第10条 本会の総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、会員及びオブザーバーをもって構成する。

3 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 協議会規約の改正に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員の承認に関する事項
- (5) その他運営に関する重要事項

4 総会は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

5 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状をもって出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第11条 本会の所掌事項について調査研究、事業案の作成、事業の執行を行うため、本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

4 幹事会は、総会に付議する事項をあらかじめ審議及び調整するほか、本会の運営について重要な事項を審議・決定する。

5 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 やむを得ない理由のため、幹事会に出席できない幹事は、委任状をもって出席したものとみなす。

7 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(書面による議事)

第12条 会長は、緊急その他の事由により、総会および幹事会の開催が困難な場合においては、事業の概要を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し、または賛否を問い、その結果をもって議決に代えることができる。

(部会)

第13条 特に具体的な対策を協議、実践するために必要と認めるときは、本会に部会を置くことができる。

2 前項の設置には、幹事会での承認を要する。

(会員以外の者の参加)

第14条 会長は、本会の事業を推進する上で必要があると認めるときは、本会の活動に会員以外の者を参加させることができる。

(会計)

第15条 本会の経費は、市からの負担金その他の収入をもって充てる。

2 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、当分の間、草津市温暖化対策室内に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会において別に定める。

付 則

この規約は、平成21年3月22日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年6月3日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年6月6日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年6月5日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年6月3日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和2年6月16日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年7月2日から施行する。

付 則

この規約は、令和4年6月3日から施行する。